

死刑制度について（肯定派）

2010/01/18

合羽正 木村早希 町田渉

死刑制度の目的

- ・一般予防説 : 犯罪者の生命を奪うことで、犯罪を予定するものに対して威嚇をなし、犯行を思いとどまらせる。
- ・特別予防説 : 矯正不能な犯罪者を一般社会に復して再び害悪が生じることがないようにするため、犯罪者の排除を行う。

抑止効果

死刑制度を廃止した国において、凶悪犯罪が増加したというデータは無いため、一般予防説における抑止効果については断定することは出来ない。しかし、少年犯罪において罪を犯した少年が「未成年なので死刑にならないと思ってやった」と言っていることから、死刑には多少なりとも抑止力があるのではないかと推測できる。

再犯防止という意味での抑止力は、死刑制度の特性上間違いなく存在する。最高裁で死刑になった人間の中には過去に殺人を犯し、仮出所でまた殺人を犯した者もいる。また、女子高生コンクリート殺人事件の犯人も死刑になっていれば再犯をすることはなかった。このことから死刑制度には一般予防説的にも、特別予防説的にも抑止効果があるのではないか。

被害者感情

遺族の応報感情を満たすことを目的とする死刑賛成意見もある。

死刑が執行されないと遺族による報復(私刑)が増加する危険性があるとした上で、被害者の遺族を納得させるためには必要悪であるという主張がある。

また、廃止論者に対しては自身が犯罪被害者になることを想定しているのかという指摘があり、実際、1997年の山一証券顧問弁護士夫人殺人事件では、廃止論者であった弁護士が妻を殺害されて以降は犯人の死刑を望むようになった例もある。他方、1956年の銀座弁護士妻子殺人事件のように廃止論者の弁護士が妻子を殺害されても立場を変えなかった例もある。

誤判の可能性

誤判の可能性は死刑に限られた話ではなく、いかなる判決にも存在する。誤判の可能性があるからと言って死刑を廃止するべきとは言えない。なぜなら誤判の可能性をもって死刑が許されないのであれば、同じ理由でいかなる刑罰も許されないからである。死刑であろうと懲役刑であろうとその人の人生に不可逆の影響を与えるのは明らかである。「取り返しがつかない」のは何も死刑に限った話ではない。一方で「取り返しがつかない」刑を肯定し、一方で死刑だけを取り出し、「取り返しがつかない」から廃止するべきという主張には整合性がない。

死刑制度について（肯定派）

2010/01/18

合羽正 木村早希 町田渉

社会契約説から

死刑制度は社会契約の合理的な帰結である。ある事柄をした場合は自らの生命を差し出す。日本でいえば死刑のある犯罪をした場合は死刑になったとしてもそれを受け入れるという契約である。国民相互にこの契約をすることにより、互いの安全を確保するのである。

刑法学者竹中直平は「死刑制度には『私はあなたを殺さないと約束する。もし、この約束に違反してあなたを殺すことがあれば、私自身の命を差し出す』という正義にかなった約束事がある。ところが、死刑を廃止しようとする人々は『私はあなたを殺さないで一応約束する。しかし、この約束に違反してあなたを殺すことがあっても、あなたたちは私を殺さないで約束せよ』と要求しているに等しい。これは実に理不尽である」と主張した。

その他

絶対的応報刑論

刑罰とは悪に対する悪反動であり、動と反動とは均衡させなければならず、悪反動の内容は害悪でなければならない。そのため、殺人行為に対しては死刑という刑罰をもって犯罪を相殺しなければならない。

終身刑のコスト

死刑を廃止するとすればその代替として有力なのが終身刑であるが、これにかかるコストは国民の負担となる。死刑相当の罪を犯した者のために国民がそのコストを負担する必要がどこにあるのか。

国際世論

死刑は全世界で廃止の方向に向かっており、死刑存置国への風当たりが強まっている。しかし死刑を廃止するも存続させるも国内問題であり、他国からの内政干渉を受け入れる必要はない。